

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 8 月 9 日（金）第2930号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定の解除予定	（森づくり推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新	（障害福祉課取扱い）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の変更事項の届出	（障害福祉課取扱い）	3
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	（水産振興課取扱い）	4
○県営土地改良事業の計画の決定（2件）	（農地整備課取扱い）	4
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	4
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定	（北薩地域振興局取扱い）	5
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	5

告 示

鹿児島県告示第866号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年 8 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
奄美市名瀬大字名瀬勝字山藏1604番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第867号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 8 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
南九州市穎娃町牧之内字藤原14652番 8, 14652番 9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第868号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年 8 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
風の森	大島郡知名町大字下平川728番地	株式会社憩いの森	大島郡知名町大字下平川725番地	吉田 森広	平成25年7月15日	通所介護

鹿児島県告示第869号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年 8 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護相談センターみんなの樹	志布志市志布志町安楽2223番地3	株式会社みんなの樹	志布志市志布志町安楽2223番地3	鬼塚 大作	平成25年8月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第870号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年 8 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
風の森	大島郡知名町大字下平川728番地	株式会社憩いの森	大島郡知名町大字下平川725番地	吉田 森広	平成25年7月15日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第871号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年8月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
タバタ薬局厚生市場店	鹿児島市西千石町13-11	平成25年 8月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局中山店	鹿児島市中山町2284番地	平成25年 8月1日	精神通院医療
タバタ薬局吉野店	鹿児島市川上町549-2	平成25年 8月1日	精神通院医療
もみじ薬局	鹿児島市草牟田二丁目13番19号	平成25年 8月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局川辺店	南九州市川辺町今田字南田285-1	平成25年 8月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局清藤店	日置市伊集院町清藤2006番地3	平成25年 8月1日	精神通院医療
タバタ薬局宮之城店	薩摩郡さつま町宮之城屋地1461-4	平成25年 8月1日	精神通院医療
きりん薬局	薩摩郡さつま町柏原2883番地12	平成25年 8月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局溝辺店	霧島市溝辺町有川327番地4	平成25年 8月1日	精神通院医療
タバタ薬局加治木店	始良市加治木町本町350番地7	平成25年 8月1日	精神通院医療
すずらん薬局	鹿屋市寿四丁目2番29号	平成25年 8月1日	精神通院医療
宮田薬局	垂水市本町61番地	平成25年 8月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第872号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成25年8月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
せいざん病院 西之表市住吉3363番地2	所在地	西之表市西之表10019番地	西之表市住吉3363番地2	精神通院医療
ゆうゆう薬局田上店 鹿児島市田上一丁目23-8	名称	田上調剤薬局	ゆうゆう薬局田上店	精神通院医療
ゆうゆう薬局甲南店 鹿児島市上之園町20-27-1F	名称	甲南薬局	ゆうゆう薬局甲南店	精神通院医療
ゆうゆう薬局荒田店 鹿児島市荒田一丁目12-1	名称	ひまわり薬局	ゆうゆう薬局荒田店	精神通院医療
ゆうゆう薬局玉里団地店 鹿児島市玉里団地二丁目4-9	名称	なの花薬局玉里団地店	ゆうゆう薬局玉里団地店	精神通院医療
寿八丁目薬局	所在地	鹿屋市寿八丁	鹿屋市笠之原	精神通院医療

鹿屋市笠之原町29番5号

目20番17号

町29番5号

鹿児島県告示第873号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年8月9日から同月23日まで錦海漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年8月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
始良市加治木町朝日町147番地 松田繁美
始良市脇元595番地1 岩下辰雄
始良市東餅田1499番地 中原良信
- 2 加入区
錦海加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
錦海漁業協同組合

鹿児島県告示第874号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（生産基盤型）（農業用排水施設整備及び区画整理）志布志地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年8月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年8月12日から同年9月6日まで
- 3 縦覧場所
志布志市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第875号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備及び区画整理）喜念地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年8月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年8月12日から同年9月6日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年8月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	山田湯之元停車場線	鹿児島市郡山岳町130番1地先から114番2地先まで	前	7.0～10.4	121.0
			後	7.0～10.4	121.0
			後	14.8～23.0	109.5

鹿児島県告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年8月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	山田湯之元停車場線	鹿児島市郡山岳町130番1地先から114番2地先まで	平成25年8月9日

北薩地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年8月9日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援事業所 Sun peace	出水市高尾野町 柴引2808番地	N P O 法人Sun peace	出水市高尾野町 柴引2808番地	中村孝太郎	平成25年 8月1日	就労継続 支援B型

大隅地域振興局告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年8月9日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスゆっこゆ	鹿屋市川西町 3856番地1	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2	藤田 徹	平成25年 7月1日	放課後等 デイサー

っこ			号光文社ビル6 F			ビス
----	--	--	--------------	--	--	----